

県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について

8.8.29

外務省

防衛施設庁

- 1 本日、日米合同委員会は、下部機関である実弾射撃訓練の移転に関する特別作業班の勧告を受け入れた。本件は、平成7年10月以降、同特別作業班において鋭意検討されてきたものである。（なお、本件はあくまで特別作業班による技術的観点からの演習場の適格性についての検討結果を受け入れるものである。）
- 2 勧告の概要は次のとおりである。
  - (1) 検討の前提
    - a 実弾射撃訓練は本土の複数の陸上自衛隊の演習場において分散して実施される。
    - b 移転される訓練は、現在キャンプ・ハンセンで実施されている訓練と同質・同量の訓練とする。
    - c 訓練部隊は訓練の都度実施場所に移動し、訓練終了後は沖縄の部隊所在地に帰隊する。
    - d 演習場の使用に当たっては、各演習場ごとに安全面の観点から採られている措置に従う。
  - (2) 検討の結果、実弾射撃訓練実施適格演習場は次の演習場である。  
矢臼別演習場、王城寺原演習場、東富士演習場、北富士演習場  
日出生台演習場
  - (3) 次のとおり訓練を実施することにより、県道104号線越え実弾射撃訓練を代替することが可能である。
    - a 実弾射撃訓練は、上記演習場の中から異なる演習場を使用して年間合計最大35日実施する。
    - b 訓練は年間最大4回、各回の射撃訓練日数は最大10日とする。
    - c 訓練規模は、最大規模で人員約300名強、砲12門、車両約60台とする。（支援部隊を除く）
    - d 訓練の実施に当たって、移転訓練先に展開した部隊は安全及び最高度の規律を確保する。

以上